

第8分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」

I これまでの施策の効果と、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が十分に進まなかつた理由

1 配偶者暴力防止法を始めとする法制度、行政側の取組や体制整備等は一定程度進展しているが、女性に対する暴力そのものに対する社会全般の認識は必ずしも向上しておらず、様々な形態による被害の発生も総じて高水準にある。

特に、性犯罪・性暴力については、誰にも相談できなかつたケースや低年齢時の被害も多く、また、メディアにおける有害情報の氾濫等情報化の進展による新たな課題も発生している。

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶が十分に進まなかつた理由は以下のとおりである。

(1) 各種啓発活動を通じた効果が限定的であり、社会全般の認識を向上させるに至らなかつた。また、性犯罪・性暴力に関する法制度や行政側の取組が、被害の救済に関し十分なものとなつていない。

(2) インターネットや携帯電話等の急速な普及により、これらを介した新たな形態の被害が次々と発生してきた。

(3) 被害者の支援のための関係各機関の取組と相互連携の在り方が、必ずしも被害発生の実情や被害者のニーズに即したものとなつていない。重大事件等の被害に対する十分な検証・分析がなされず、再発防止につながらなかつた。

(4) 経済的・社会的に自立することが困難であることから被害者が暴力を受忍せざるを得ない環境に置かれてしまうケースが多いと考えられる。

II 今後の目標

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その回復を図ることは国の責務であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

特に、インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきている状況にあり、こうした課題に対しては新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められる。また、子ども、高齢者、障害者、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有しており、被害者の支援に当たり様々な困難を伴うものとなっていることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠となっている。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備を行うとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

III 施策の基本的方向と具体的な取組

1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

(1) 施策の基本的方向

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、特に、一部メディアに氾濫する性・暴力表現は、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。これらも含めて、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。

また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、官民連携の促進等により被害者的心身の回復等効果的な被害者支援を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 官民が連携した広報啓発を実施するとともに、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
- ② ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修の充実を図る。
- ③ 電話相談や窓口相談について、民間団体等も活用し、夜間・休祭日を含む開設時間の拡大等サービス向上を促進する。併せて、各関係機関の電話相談窓口については、地域によらず全国統一の番号により相談を受けることのできる方策を検討する。
- ④ 公共の場における女性をあからさまに性的な対象とする広告等に対する規制を含めた実効的な対策について、表現の自由に配慮しつつ検討する。
- ⑤ 被害者支援を行う民間団体の実態把握と活動基盤の強化を図る。また、官民双方の支援・連携の仕組みを構築する。
- ⑥ 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。
- ⑦ 重大事件等の暴力被害に対する十分な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、的確に対応する。
- ⑧ 女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。

2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

(1) 施策の基本的方向

配偶者からの暴力の被害者に対する支援等に当たっては、中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携の下に、各種の取組を効果的に実施する。

被害者支援については、相談体制の充実を図るとともに、都道府県及び市町村の関係機関の連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下に、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。

また、若年層に対する予防啓発の重点的実施など、配偶者暴力防止法の運用状況も踏まえ、制度・運用の両面について取組の充実・強化を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップサービス¹⁷の構築を推進する。
- ② 市町村レベルの取組促進のため、現場ニーズに即した研修を実施するとともに、二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。また、自立支援プログラムの実施等、市町村を主体とした取組を促進する。
- ③ 保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、配偶者暴力防止法の見直しを含めて検討する。
- ④ 加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、更生のためのより的確な処遇の実施を検討する。また、社会内での加害者更生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施する。
- ⑤ 交際相手等からの暴力の実態把握に努め、各種窓口において相談が受けられるよう体制の拡充・周知徹底を行うとともに、暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの若年層に対する予防啓発を一層強力に実施する。
- ⑥ 配偶者及び交際相手からのストーカー行為が重篤な被害につながりやすいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への適正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と防犯対策に関する広報啓発を推進する。

3 性犯罪への対策の推進

(1) 施策の基本的方向

性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制を整備するとともに、被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援、被害者のプライバシーの保護及び二次被害の防止について万全を期する。

近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化するとともに、関係法令の見直し、効果的な再犯防止策等について検討する。

(2) 具体的な取組

- ① 医師・民間支援員等による様々な支援、警察その他関係機関及び民間団体との連絡調整等に係るきめ細かな支援等の機能を備え、必要に応じて適切な対応が可能な性暴力被害者専門のワンストップ支援センターの設置を促進するとともに、医療機関における支援体制、性暴力被害者の受入れに係る啓発・研修を強化する。

¹⁷ 複数の行政手続を、一つの窓口で行えるようにすること。配偶者からの暴力の被害者支援においては、加害者との遭遇を防ぐという安全上の観点から、関係部局の担当者が出向いて一か所で手続を行えるようにすることも、その一形態といえる。

- ② 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、医療費・カウンセリング費用の助成、性暴力専門看護師や専門コーディネーターの養成支援について検討する。
- ③ 二次被害防止の観点から被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディアを通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。
- ④ 教育・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等に対する啓発を強化する。
- ⑤ 性犯罪に対して一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深めるとともに、捜査体制の充実を図る。
- ⑥ 強姦罪の見直し(非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等)など性犯罪に関する罰則の在り方を検討するとともに、出所者の所在確認等効果的な再犯防止対策について検討する。

4 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進

(1) 施策の基本的方向

身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、子どもに対する性暴力被害を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子どもの一生に拭いがたい影響を与えないよう、子どもが必要な相談・支援を受けられる環境整備を進める。

児童ポルノ及び児童買春の根絶に向けて、インターネットや携帯電話の普及等に対応し、関係法令の見直しの検討を含めた有効な対策を講ずる。

(2) 具体的な取組

- ① 学校、児童福祉施設等子どもと直接接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等との連携するための研修・広報啓発を実施する。併せて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性暴力・性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要な施策を実施する。
- ② 性暴力被害を受けた子どもに対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの在り方を検討し、その実施に努める。併せて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。
- ③ 児童ポルノの根絶に向けて、国民運動の実施、インターネット上の流通防止対策の推進や閲覧防止対策の検討等総合的な対策を検討・推進するとともに、児童ポルノ法の見直しや写真・映像と同程度に写実的な漫画・コンピュータグラフィックスによるものの規制の在り方について検討する。

- ④ 出会い系サイトのみならずSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)¹⁸等非出会い系サイトを介した児童買春の防止のため、関係業界による自主的取組を促進するとともに、有効な対策を検討する。
- ⑤ 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を積極的に実施するとともに、これらの前兆行為に関する対応の在り方を検討する。
- ⑥ 子どもに対する性暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子ども及び保護者のメディア・リテラシー¹⁹の向上を図る。

5 売買春への対策の推進

(1) 施策の基本的方向

性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への教育啓発を促進する。

(2) 具体的な取組

- ① 売買春に関わる女性に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における対応の在り方を見直すとともに、婦人相談所における自立支援プログラムの見直しを通じた生活再建等総合的な支援の充実を図る。
- ② 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う。
- ③ 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育の充実を図る。

6 人身取引対策の推進

(1) 施策の基本的方向

被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす人身取引について、男女共同参画の視点から、その防止・撲滅と被害者支援対策等について効果的な取組を促進する。

(2) 具体的な取組

平成21年12月に策定された「人身取引対策行動計画2009」に基づき、被害の発生状況の把握・分析、被害者の発見・保護、多言語ホットラインの運用・運用支援の検討、関係行政機関及び民間支援団体等との連携による支援の充実、被害者のニーズに合わせた支援の実施、広報啓発、男性被害者の保護施策の検討等の取組を推進する。

¹⁸ 友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。既存利用者からの紹介がないと登録できない仕組みを採用しているものが多いが、誰でも登録できるものもある。

¹⁹ メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

(1) 施策の基本的方向

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、男女雇用機会均等法に基づき企業に対する指導等を徹底するとともに、教育・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等においても、被害の実態を把握し、効果的な被害防止対策を講ずる。

セクシュアル・ハラスメントの行為者に対して厳正な対処を行うとともに、被害者の精神的ケアを強化する。

(2) 具体的な取組

- ① セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講すべき措置に関する指針の周知、非正規労働者も含めた相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進する。併せて、セクシュアル・ハラスメントによって精神疾患等を発病した場合について、労働災害に当たる場合があることの周知徹底を図る。
- ② 教育・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、被害の未然防止、行為者に対する厳正な対処と被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。

8 メディアにおける性・暴力表現への対応

(1) 施策の基本的方向

女性をもっぱら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける表現は、女性に対する人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。

こうした性・暴力表現については、インターネットの普及等を通じて発信主体が社会一般に拡大していることに加え、パソコンゲーム等バーチャルな分野においても、国際的に重大な懸念が表明されるコンテンツの流通が現実問題となっていることから、有効な対策を講じる。

(2) 具体的な取組

- ① 女性をもっぱら性的ないしは暴力行為の対象としたメディアにおける性・暴力表現は、それ自体が「人権侵害」であるという観点から広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進する。
- ② 性・暴力表現が人々の心理・行動に与える影響についての調査方法を検討する。
- ③ インターネット上の児童ポルノ画像の流通防止対策を推進するとともに、ブロッキング²⁰の導入等閲覧防止対策を検討する。

²⁰ インターネットにアクセスするためのサービスを提供しているインターネット・サービスプロバイダ（ISP）等において、通信当事者の同意を得ることなく、特定のサイト又はウェブページへのアクセスを遮断することにより、その閲覧を防止する措置の一つ。

- ④ メディア産業の性・暴力表現の規制に係る自主的取組の促進、DVDやビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野における性・暴力表現の規制を含めた対策の在り方を検討する。